

警察職員に対する退職手当の支給に係る住民監査請求 の監査結果について

1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 平成29年5月29日

(2) 請求の趣旨

窃盗事件を起こし、減給処分とされた元警察職員への退職手当の支出は、違法又は不当であり、奈良県警察本部長ほか懲戒審査委員会委員が連帯して補填するよう勧告することを求める。

2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 平成29年7月26日

(2) 監査結果

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

(3) 理由等

本件退職手当の支給の前提となる懲戒処分について免職とせず減給としたことは、裁量権の範囲を逸脱してこれを濫用したものとは認められず、支給手続についても条例に照らして不合理なところは認められないことから、違法又は不当な事実はない。